

公益財団法人日本学生航空連盟

ガバナンス・コード

2021年4月1日制定

公益財団法人日本学生航空連盟

公益財団法人日本学生航空連盟（以下「学連」という）は、公益法人としてのガバナンスが重要になっている現状に鑑み、以下のガバナンス・コードを制定、定期的に自己点検を行い、理事・監事・職員（以下「役職員」という）がこれを遵守することにより、公益法人として持続的かつ効果的な発展をはかるものとする。

1. 公益法人の使命と目的

学連は公益法人としての使命並びに目的を明確に意識し、学連の公益目的事業遂行と学連自体の運営を、持続的かつ効果的に行うものとする。

2. 誠実性・社会への理解促進

学連の役職員は、一般の人々が公益法人に寄せる信認と信頼が重要であることを常に認識し、日頃の行動は誠実性をもって実行し、個人の利益となることを行わず、利益相反となる取引については行うとしても法令ならびに内部規範に則るものとする。

また、学連は、法令等に従って情報を公開するのみならず、自らが行っている公益目的事業について積極的に一般の人々に対して公開し、社会一般からの理解を得るよう努力するとともに、市民の参加と協力を仰ぎ、市民社会の一員として活動するものとする。

3. 公益法人の機関の権限（役割）と運営

公益法人の機関の権限（役割）と運営は、法令に定められているが、学連はその意義について明確に意識するとともに、評議員会・理事会等において、法令に沿った形式を踏むとともに、内容の有る議論にもとづいた運営を行うものとする。

4. 公益法人の業務執行

学連の業務執行は、理事会の決定・監督のもとに代表理事・執行理事により行われるが、業務執行の決定・監督にあたっては、学連の公益目的事業の目的と意義に沿って行い、代表理事・執行理事は主体的に他の理事及び職員と連帯して行動する。

そのためには、代表理事・執行理事の選定・解職に留意するとともに、それぞれの役割と責任を明確に規定する他、幹部職員の任命や事務取扱手続き等を定めて適用する。

5. 理事会の有効な運営

学連は理事会において選定された代表理事や執行理事のリーダーシップのもと、学連の保有する専門性や財産を活用し、理事が一体となって職員とチームを組んで事業を推進する。

事業の執行については、理事同士が執行の監督を行うとともに、監事や会計監査人の外部的視点からの監査監督を十分に行う。

6. 情報公開・説明責任・透明性

学連は、運営上の規律の順守を確保し、義務や責任を果たしていることの証として、学連の事業活動について積極的に情報開示することで、社会に対する透明性を確保し説明責任を果たす。

7. リスク管理・個人情報の保護

学連は、リスクの範囲が広がり、または先鋭化している現状では、学連自体のみならず関係者(stakeholder)を守るため、リスクへの対応がより重要となっていることを認識し、それを管理する体制を構築する。

また、個人情報の保護については、細心の注意と対策が必要であり、学連として組織的な管理を徹底する。

8. コンプライアンス・公益通報者保護

学連が公益法人として関連する法令や定款等を遵守する(comply)ことは当然であるが、理事会は、役職員等が遵守していることを常に確認する。

また、これを担保するため、役職員等が不利益を被ることなく、役職員等並びに他の従業員のコンプライアンス違反を内部通報できる体制を整備し運用する。

以上

(付 則)

1. 本ガバナンス・コードの決定・変更は理事会の議決をもって行う。
2. 本ガバナンス・コードは 2021 年年 4 月 1 日から運用する。